


所管部課	企画財政部 行政管理課	部長	田代 雄己	
件名	使用料・手数料等のあり方における市の方針について			
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>第5次行政改革大綱推進計画に基づき、使用料・手数料等について、受益者負担の適正化を図るため、負担のあり方を検討し、市としての方針を決定したので報告するものである。</p> <p>【主な検討項目及び市の方針】</p> <p>(1) 原価計算について： 原価に減価償却費を算入する。</p> <p>(2) 各施設の金額設定について： 同種の施設において原価の平均で算出する。</p> <p>(3) 受益者負担のあり方について</p> <p>①施設の設置目的に沿った利用の際の使用料は、集会所、学習等供用施設、公民館の利用者に応分の負担を求める。老人福祉施設（入浴施設を含む）の使用料は設定しない。</p> <p>②サービスの性質に応じた負担割合は設定しない。</p> <p>③減免は、真にやむを得ないものに限定する。</p> <p>(4) 新規の徴収について</p> <p>①使用料：陶芸小屋、ゲートボール場、下立野林間こども広場の利用者に応分の負担を求める。</p> <p>②手数料：今後、制度改正や新規事業の検討の際に、併せて新規の手数料の必要性について検討する。</p> <p>(5) 実施時期について</p> <p>減価償却費の原価への算入や施設の設置目的に沿った利用の際の使用料の徴収等について、受益者負担の考え方、また、持続可能な行財政運営を行うために、原則として応分の負担を求めることとする。ただし、このあり方に基づく使用料等の見直しの実施時期については、新型コロナウイルス感染症の市民への影響などを考慮して、今後の状況を見ながら改めて検討することとする。</p> <p>2. 影響及び効果： 今後、実施時期が決定し、使用料・手数料等の見直しが実施された場合、受益者負担の適正化が図られる。</p>				
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成31年1月～令和2年7月 東大和市使用料・手数料等検討委員会及び検討部会で検討。 令和2年8月12日（水）使用料・手数料等あり方検討委員会委員長から検討結果を市長へ報告 令和2年9月25日（金）使用料・手数料等のあり方における市の方針決定（市長決裁）</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>実施時期の決定後、使用料・手数料見直しに係る基本方針（平成27年6月）の改定事務を進める。</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>・庁議終了後、市の方針について市議会議員へ情報提供したい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。